

答 申 第 8 0 号

平成15年11月6日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成12年12月7日付神港管庶第297号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「市職員OBの在職状況について」の公文書公開決定に対する異議申立てについての諮問

### 1 審査会の結論

「神戸市職員で退職後、神戸空港関連工事の受注企業への再就職者の明細を知ることができる資料(企業名、企業数、就職者数、退職時課長級以上の就職者名)」の請求について、実施機関が「市職員OBの在職状況について」を特定し、公開の決定をしたことには、理由がある。

### 2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、改正前の神戸市公文書公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、「神戸市職員で退職後、神戸空港関連工事の受注企業への再就職者の明細を知ることができる資料(企業名、企業数、就職者数、退職時課長級以上の就職者名)」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、「市職員OBの在職状況について」(以下「本件公文書」という。)を特定し、公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、文書特定を是正した上で、改めて公開・非公開の決定を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

### 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成12年11月27日付けの申立書、平成13年3月2日付けの意見書、平成15年5月19日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件決定は以下の理由から不当である。

ア 公開された文書には、ポートアイランド沖護岸築造工事及び係留施設整備工事の受注企業、退職時部長級以上についての調査として、27社、30人と記載されている。実施機関の説明によれば、「文書特定はこの1枚のみで、他に公文書は存在しない。本調査結果を出すために利用したデータは、私的メモで公文書ではない。市個人情報保護条例(第8条)に基づき、すでに10月中に廃棄した」とのことであった。

イ 議会に提出された本件公文書では、企業数、および再就職者数のみが書かれているが、この集計がされるための「メモ」には、当然、企業名および再就職者名も記載されていたものと推察される。「公開理由説明書」では「個人的な備忘のためのもの」とされているが、議会からの要請を受けておこなった、職務的、公的調査のための資料を「メモ」、「個人的な備忘のためのもの」と位置づけることは、恣意的、公正を欠くものであり、公文書としての扱いをすべきである。

しかるべき後、プライバシー等に触れる部分は非公開とする等の措置をすべきであって、敢えて公文書扱いせず、あまつさえ10月末に廃棄されていることは、資料隠匿の恐れすらある。

ウ 文書特定の問題は、情報公開制度の根幹に関わる問題だけに、実施機関の恣意・裁量を極力

限定しなければ、本来の趣旨に添った運用ができなくなってしまう由々しい問題であることを指摘しておきたい。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成13年1月19日付けの公開理由説明書、平成15年3月28日、同年4月17日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件文書は、平成12年10月5日に開催された空港・新産業に関する特別委員会における委員からの質問を受けて、ポートアイランド沖護岸築造工事及び係留施設整備工事の受注企業を対象に、退職時に部長級以上の職にあった市職員を対象者として、在職している企業数と人数を調べ報告した文書である。

上記以外に、今回の請求内容に該当する調査は行っておらず、文書も存在しない。

従って、今回の公文書公開請求に対して、本件文書を特定し公開したものである。

なお、職員OBの就職状況は個人情報であり、収集しようとするときは、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段によらなければならない（神戸市個人情報保護条例第7条第1項）とされており、これに基づき必要な範囲内において調査を行った。

その際、集計作業を行う上で企業名等を書き留めたメモについては、個人的な備忘のためのものであり、個人情報保護条例第8条第1項に基づき、調査を終えて当該文書を作成し、空港・新産業に関する特別委員会へ報告され、個人的な備忘として保有する必要がなくなった時点で速やかに廃棄している。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立てについて

#### ア 本件申立ては、申立人が

「神戸市職員で退職後、神戸空港関連工事の受注企業への再就職者の明細を知ることができる資料（企業名、企業数、就職者数、退職時課長級以上の就職者名）」

の公開請求（以下「本件請求」という。）をしたのに対し、実施機関が、本件公文書を特定し、公開の決定をしたことに関わるものである。

#### イ 本件について、申立人は、3の申立人の主張にもあるように次のように主張している。

本件決定は、以下の理由から不当である。

本件公文書に記載された企業数、再就職者数が集計されるための「メモ」には、当然、企業名及び再就職者名も記載されていたものと推察される。

公開理由説明書では「個人的な備忘のためのもの」とされているが、議会からの要請を受けておこなった、職務的、公的調査のための資料を「メモ」、「個人的な備忘のためのもの」と位置づけることは、恣意的、公正を欠くものであり、公文書としての扱いをすべきである。

しかるべき後、プライバシー等に触れる部分は非公開とする等の措置をすべきであって、敢えて公文書扱いせず、あまつさえ10月末に廃棄されていることは、資料隠匿の恐れすらある。

文書特定の問題は、情報公開制度の根幹に関わる問題だけに、実施機関の恣意・裁量を極力限定しなければ、本来の趣旨に添った運用ができなくなってしまう由々しい問題であることを指摘しておきたい。

#### ウ 本件について、実施機関は、4の実施機関の主張にもあるように次のように主張している。

本件公文書は、議員からの質問を受けて、ポートアイランド沖護岸築造工事等の受注企業に再就職した元市職員で部長級以上の職にあったものの人数を企業ごとに調査し、報告した文書である。

なお、就職の状況は個人情報であるため、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、調査を行った。

集計作業を行う上で企業名等を書き留めたメモは、個人的な備忘のためのものである。本件公文書を議会へ報告後、個人的な備忘として保有する必要がなくなったため、個人情報保護条例第8条第1項に基づき、速やかに廃棄している。

#### エ 以上から、本件の争点は、次の2点である。

（ア）本件公文書を作成するもととなった企業名及び職員名を記録した書面の存否（以下「争点1」という。）

（イ）上記（ア）の書面についての公文書該当性（以下「争点2」という。）

#### オ 以下、本件争点について検討する。

### (2) 争点1について

#### ア 審査会は、実施機関に対し、本件公文書の作成の経緯について事情を聴取した。

実施機関によれば、本件公文書は次により作成された。

(ア)平成12年10月5日、空港・新産業に関する特別委員会から当局に対し以下の項目について調査要望があった。

「ポートアイランド沖護岸築造工事及びポートアイランド沖係留施設整備工事を受注した企業に再就職した部長級以上の元市職員の数」

(イ)港湾整備局(平成14年4月1日からみなと総局と改称。以下同じ。)では、対象となる元市職員の人数及び企業数を調査して報告することとし、同局管理部庶務課係長(以下「担当職員」という。)が担当することとなった。

(ウ)調査の方法は、

- a 先ず、ポートアイランド沖護岸築造工事及びポートアイランド沖係留施設整備工事(以下「空港島整備工事」という。)の入札結果から対象となる企業を特定した。
- b 次に、空港島整備工事を受注した企業に再就職した元市職員が港湾整備局を訪れた際に差し出した名刺や当該元市職員から送付された挨拶状及び担当職員が既に知っていた再就職者に関する情報などをもとに、企業ごとに再就職した元市職員の名前及び退職時の補職を記した書面(以下「本件調査資料」という。)を作成した。

(エ)そして、企業に電話をかけ、遺漏がないか確認した。その際、遺漏がないと確信を持っていた企業については電話をかけなかった。

調査終了後、企業ごとに再就職した元市職員の名前及び退職時の補職を確認することができたので、これをもとに企業の数と再就職した元市職員の数を記載した「市職員OBの在職状況について」と題する議会への報告資料の案を作成し、上司である庶務課長に本件調査資料と議会への報告資料の案を見せて調査結果を報告した。

(オ)担当職員と庶務課長は、決裁権者である港湾整備局長に以下の資料を見せて調査結果を報告した。なお、報告の際、担当職員は、本件調査資料をもとに該当する企業ごとに元市職員の名前と退職時の補職を読み上げたが、港湾整備局長に本件調査資料は見せなかった。

- a 空港島整備工事の入札結果
- b 議会への報告資料の案

(カ)上記調査結果の報告後、担当職員は、港湾整備局長の決裁を得た。

(キ)平成12年10月25日、議会事務局を經由して空港・新産業に関する特別委員会の委員長、副委員長、各委員に本件公文書を提出した。

イ 審査会は、実施機関に対し、本件公文書を議会に提出することを決定した決裁の提出を求め、これを審査した。決裁は、伺文と本件公文書の案だけで構成されており、本件の争点となっている本件調査資料は添付されていなかった。

ウ また、審査会は、実施機関に対し、本件決定時の条例では電磁的記録は対象文書ではなかったが、現時点においてワードプロセッサ―又はパソコン等に本件調査資料の情報が記録されていないか聴取した。実施機関によれば、議会へ本件公文書を提出した後、本件調査資料と同様に電磁的記録についても消去したとのことであった。

エ このほか、審査会は、本件調査資料が存在していることを伺わせる事実を確認することはで

きなかった。

オ 以上から、本件調査資料は、その存在を確認できなかった。

(3) 争点2について

次に、本件調査資料について、公文書の該当性を検討する。

ア 実施機関は、本件調査資料が公文書に該当しない理由として次のとおり主張する。

(ア) 担当職員が備忘のために作成したメモに過ぎない。

(イ) 公文書の該当要件として決裁・供覧等の手続きを終了したことが必要であるが、本件調査資料は当該決裁・供覧等の手続きを終了していない。

イ 確かに、改正前の条例は、決裁・供覧その他これらに準じる手続きの終了を公文書に該当するための要件としている(第2条第1号)。これを本件調査資料についてみると、既述のとおり、本件公文書を議会に提出することを決定した決裁には添付されておらず、決裁・供覧等の手続きを欠いている。

したがって、本件調査資料が公文書に該当しないとする実施機関の主張にはそれなりの理由がある。

ウ ただし、本件調査資料については、既述のとおり、港湾整備局長の決裁を得る際、担当職員が本件調査資料に記載された企業名、職員の名前、補職を読み上げ、内容の確認を行っている。そのことからすれば、上記港湾整備局長の決裁を得る際、本件調査資料を決裁の一部として添付することも可能であったはずである。

エ 今後、実施機関は、公文書の要件として組織共用文書が採用されていることを踏まえ、神戸市情報公開条例の趣旨に沿った適正な運用に努められたい。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成12年12月7日	-	* 諮問書を受理
平成12年12月18日	第131回審査会	* 審議
平成13年1月19日	-	* 実施機関から決定理由説明書を受理
平成13年3月2日	-	* 異議申立人から決定理由説明書に対する意見書を受理
平成13年3月29日	第133回審査会	* 審議
平成13年6月5日	第136回審査会	* 審議
平成13年11月5日	第138回審査会	* 審議
平成14年3月25日	第143回審査会	* 審議
平成14年7月29日	第148回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議
平成15年3月28日	第152回審査会	* 実施機関の職員から決定理由を聴取
平成15年4月17日	第153回審査会	* 実施機関の職員から決定理由を聴取
平成15年5月19日	第154回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成15年6月24日	第155回審査会	* 審議
平成15年7月7日	第156回審査会	* 審議
平成15年8月4日	第157回審査会	* 審議
平成15年8月25日	第158回審査会	* 審議
平成15年9月1日	第159回審査会	* 審議
平成15年9月30日	第161回審査会	* 審議
平成15年10月20日	第163回審査会	* 審議